

平成27年度第2回南相馬市事務事業事前評価結果

1	事務事業名	水稲作付再開奨励金事業	担当課	経済部農政課
---	-------	-------------	-----	--------

事業の目的	対象	誰に、何に対して働きかけるのか 市内農業経営体（市内の水田で水稲の作付けを再開する市内農業経営体）
	意図	対象がどのようになることがねらいなのか ・水稲作付を再開した市内農業経営体に対して、再開に要した費用の負担軽減を図る。 ・水稲作付を再開しようとしている市内農業経営体が、円滑に作付再開できるようにする。
	結果	どのような結果をもたらすのか ・持続する農業経営体が確保され、営農再開により優良農地の荒廃が抑制され、農地の多面的な機能の維持保全が図られる。

手 段	・平成27年において作付再開準備区域又は、作付制限の指定を受けた区域以外の水田で、水稲（主食用米・飼料用米・加工用米・備蓄米）の作付けを再開した農家に対し、奨励金（7.5千円/10a）を交付する。 ・水稲作付再開にあたって、米の吸収抑制対策等の支援等を総合的に講じる。	事業費（千円）	平成27年度	54,874
		平成28年度	81,325	
		平成29年度	76,000	
		平成30年度	-	
		平成31年度	-	
		合計	212,199	

担当課による自己評価	必要性	市民ニーズはあるか 農業・農村の多面的な機能の維持を図り、耕作放棄地の抑制に向けた対応については、市が積極的に対応すべき事項であり、農業者から水稲作付再開支援の意見が多く出されており、市としても積極的な支援と作付への誘導を図るべきである。
	行政関与	市が積極的に関与すべき事業なのか 農業者の営農意欲の向上と農地荒廃の抑制を行うことは、公共性が高く、行政以外では対応が難しく、かつ、現時点では、国及び県による営農再開に対する奨励制度の創設は困難な状況にある。
	有効性	成果の期待度 どのような効果が期待されるか 作付再開奨励制度に加え、営農再開支援にかかる各制度を活用することで、市内農業者が自主的に営農再開に取り組み、成果達成が期待でき、耕作放棄地の抑制にも貢献することができる。
	その他	優先性等 営農休止期間が長期化しており、営農意欲の喚起により、早期に営農再開を進める必要がある。
	総合評価	必要性・有効性・優先性を認める。

委員会評価	総合評価	必要性・有効性・優先性を認める。
	付帯意見	なし。

対応方針	議会における予算成立後、計画に沿って事業を実施する。 （平成27年11月臨時議会に予算計上）
------	---